明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

6　法第六十八条の九十第三項に規定する事業の管理、支配及び運営を自ら行つている場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合は、同条第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等（特定保険外国子会社等に該当するものに限る。）に係る特定保険協議者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つている場合とする。

第三十九条の百十八第一項中「掲げる金額」及び「控除対象配当等の額」の下に「（当該外国法人税の課税標準に含まれるものに限る。）」を加える。

第三十九条の百二十の五第二項中「第三十九条の百十七第八項及び第九項」を「第三十九条の百十七第十項及び第十一項」に、「第三十九条の百十七第八項第一号」を「第三十九条の百十七第十項第一号」に改め、同条第三項中「第三十九条の百十七第十一項」を「第三十九条の百十七第十四項」に改める。

第三十九条の百二十二の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の九十九第一項に規定する政令で定める連結事業年度は、法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた連結親法人（同項の規定の適用を受けた法人（法人税法施行令第百三十一条の五第十項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有するものに限る。）を被合併法人とする合併（同令第百三十一条の五第十項に規定する実施期間内に行われたものに限る。以下この項において「特定合併」という。）に係る合併法人である連結親法人及び同令第百三十一条の五第十項の規定の適用を受けた資産（次に掲げる事実のいずれかが生じたものを除く。）を移転する適格合併（特定合併を除く。）又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）に係る合併法人又は分割承継法人である連結親法人（以下この項において「合併法人等である連結親法人」という。）を含む。）の同法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日（当該特定合併に係る合併法人である連結親法人にあつては、当該特定合併の日）から同令第百三十一条の五第十項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有しないこととなつた日（当該救急医療等確保事業用資産取得未済残額を有しないこととなる前に同項に規定する実施期間が終了した場合には、その終了した日）以後の日で同項の規定の適用を受けた資産の全てについて次に掲げる事実のいずれかが生じた日までの期間（当該合併法人等である連結親法人にあつては、当該適格合併等の日から当該適格合併等により移転を受けた資産で同項の規定の適用を受けたものの全てについて次に掲げる事実にあつては、当該合併法人等である連結親法人を分割法人とする適格分割型分割によるものに限る。）のいずれかが生じた日までの期間）内の日を含む各連結事業年度とする。

一　譲渡又は除却をしたこと。

二　適格分割型分割により分割承継法人へ移転をしたこと。

三　その帳簿に記載された金額が一円となり、又はその帳簿に記載されなくなつたこと。

四　法人税法第二十五条第三項に規定する資産に該当し、当該資産の同項に規定する評価益の額として政令で定める金額が益金の額に算入されたこと。

五　法人税法第三十三条第二項に規定する評価換えによりその帳簿価額を減額され、当該資産の同項に規定する差額に達するまでの金額が損金の額に算入されたこと又は同条第四項に規定する資産に該当し、当該資産の同項に規定する評価損の額として政令で定める金額が損金の額に算入されたこと。

第三十九条の百二十三の見出し中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第三十九条の百二十四の見出し中「中小連結法人等」を「中小連結法人」に改め、同条第二項中「連結子法人」を「中小連結子法人」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の百二の二第一項に規定する政令で定めるものは、常時使用する従業員の数が千人以下の連結法人とする。

第三十九条の百二十四の二第一項中「第二十四条の二第一項第三号」を「第二十四条の二第一項第一号ロ中「並びに次号」とあるのを「、次号」と、「につき」とあるのを「並びに同号の再生債権が同号の特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる時において当該再生債権を有する同号の金融機関等が当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が次号の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に照らして適正であることにつき」と、同項第三号」に改め、「「債務者」とあるのを「、債務者」と、「金額」とあるのを「金額並びに当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額」と」及び「し、法第六十八条の百二の三第一項に規定する政令で定める評定は、当該事実に係る債務処理に関する計画の策定に当たり従うこととされている同令第二十四条の二第一項第一号に規定する準則に定められている同号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定と」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十八条の百二の三第一項に規定する政令で定める事実に係る債務処理に関する計画の策定に当たり従うこととされている前項の規定により読み替えられた法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号に規定する準則に定められている同号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定とする。

第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項中「並びに第六十八条の六十三の二第五項」を削り、「並びに第六十二条の五第二項の」を「及び第六十二条の五第二項の」に改める。

第三十九条の百二十六の四第二項中「第三十九条の百十二第十項、第十一項、第十三項及び第十四項」を「第三十九条の百十二第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項」に改め、「同項に規定する」を削り、「同条第十項」を「同条第十三項」に、「第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで」を「第六十八条の八十八第八項、第九項及び第二十一項から第二十六項まで」に、「第三十九条の百十二第十一項」を「第三十九条の百十二第十三項」に、「記載」を「記載した」に、「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十六項」に、「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十八条の百七の二第四項」を「第六十八条の百七の二第七項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の百七の二第四項に規定する政令で定める場合は、同項の連結法人の前連結事業年度等（同項に規定する前連結事業年度等をいう。以下この項において同じ。）の同条第四項の一の国外事業所等（同条第一項に規定する国外事業所等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）との間の内部取引（同条第一項に規定する内部取引をいう。以下この項及び第三項において同じ。）がない場合（当該連結法人が当該連結事業年度において当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合を除く。）とする。

第四十条の四の三第六項第四号中「独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）」に、「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設」に改め、同条第二十六項中「以下この章」を「次条第三十二項」に改める。

第四十条の六第六項中「証明した」を「証明をした」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該証明の時において効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを満たす農業経営を行つていること。

第四十条の六第七項に次の一号を加える。

十一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定